

お知らせ

国民健康保険の届出をお忘れなく!

就職等で国民健康保険から脱退するときや、退職等で国民健康保険に加入するときは、事実が発生したときから14日以内の届出が必要です。国民健康保険は、自動的に加入や脱退の手続きが行われることはありませんので、必ずご自身で届出をしてください。

加入の届出が遅れると、加入すべきときからの保険料をさかのぼって(最長2年)納めていただきます。

なお、国民健康保険に新規で加入される場合は、申請時と受取時の2度、ご来庁いただく必要があります。

問合せ 窓口サービス課(保険年金)2階(25)番  
☎06-4399-9956 FAX 06-4399-9947

令和4年度の障がいのある方の交通乗車証及びタクシー給付券の送付及び交付について

身体障がい者手帳、療育手帳、戦傷病者・被爆者健康手帳、精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方、または特別児童扶養手当1級受給世帯の方で更新申請書を提出された方へは、令和4年度分の交通乗車証及びタクシー給付券を3月末日までに書留で送付、または窓口交付を行います。

更新の手続きがお済みでない方は、早急に更新申請書の提出をお願いします。

問合せ 保健福祉課(福祉)2階(28)番  
☎06-4399-9857 FAX 06-6629-4580

固定資産税(土地・家屋)に関する縦覧を行います

土地または家屋の固定資産税の納税者となる方は、資産のある区を担当する市税事務所で縦覧帳簿を縦覧できます(資産をお持ちの区に限ります)。

縦覧の際は、本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証等)または納税通知書を持参してください。代理人の場合は委任状が必要です。

日時 4月1日(金)～5月2日(日)(土・日・祝を除く)  
月～木 9:00～17:30 金 9:00～19:00

問合せ あべの市税事務所 固定資産税グループ  
☎06-4396-2957(土地)、2958(家屋)  
FAX 06-6634-2842

「スマイルスポーツ東住吉(矢田総合スポーツグラウンド)」閉所について

「スマイルスポーツ東住吉(矢田5-7-16)」は、3月末をもって閉所いたします。

長年にわたりご利用いただき、ありがとうございました。



問合せ 区民企画課 5階(54)番  
☎06-4399-9908 FAX 06-6629-4564

3月・4月は

お引越し手続きの窓口が大変混雑します

お引越しの手続き等で区役所に来庁される方が多く、特に月初めや月末、週明けは大混雑が予想されます。手続きが終わるまでに、**長時間お待ちいただく場合がありますので、時間に余裕を持ってお越しください。**窓口の混雑状況はスマートフォンでご確認いただけます。

矢田出張所でもお手続きできます。

※矢田出張所の開庁時間は、9:00～15:45です。

※矢田出張所では、取扱いできない業務(福祉関係等)があります。

これらの手続は区役所までお越しいただく必要がありますのでご注意ください。



◀窓口混雑情報「窓口の呼出番号・待ち人数」



問合せ 窓口サービス課(住民登録)2階(23)番 ☎06-4399-9963 FAX 06-4399-9947  
東住吉区役所矢田出張所 ☎06-6692-1341 FAX 06-6692-5857

3月27日(日)と4月3日(日)は区役所を開庁します

引越し等のお手続きに多くの方が来庁されるため、定例の第4日曜日である3月27日(日)に加え、4月3日(日)を開庁し、**転入・転出に関わる窓口業務**を行います。(一部取扱いできない業務があります。詳しくはお問合せください。)



開庁時間 9:00～17:30

◆主な取扱業務

※関係機関への確認が必要な手続き等は、お取扱いのできない場合があります。  
※マイナンバーカード等をお持ちの方は、コンビニ交付サービスもご利用ください。

1. 住民情報関係業務

- 出生・婚姻などの戸籍の届出 ● 印鑑登録の手続き ● 印鑑登録証明書の発行
- 戸籍全部(個人)事項証明書(戸籍謄抄本)などの発行 ● 義務教育諸学校の就学手続き
- 転入・転出などの届出 ● 個人番号カードに関する事務
- 住民票の写しなどの発行(他市町村の住民票を除く) ● 外国人の住居地変更の手続き

2. 保険年金関係業務(住民異動に伴うものに限る)

- 国民健康保険の資格異動など ● 国民年金の各種申請書の受付
- 後期高齢者医療制度にかかる各種届出の受付及び保険料納付に関する業務

問合せ 窓口サービス課(住民情報)2階(23)番 ☎06-4399-9963 FAX 06-4399-9947  
窓口サービス課(保険年金)2階(25)番 ☎06-4399-9956 FAX 06-4399-9947



犬や猫を正しく飼いましょう!



犬を飼う

- ▶ 犬の登録(終生1回のみ)、狂犬病予防注射の接種(毎年1回)を必ず受けさせましょう。
- ▶ リードを外さず散歩しましょう。
- ▶ トイレトレーニングをすませましょう。(ふん・尿の後始末は飼い主の責任です)
- ▶ 吠え癖がつかないようにしつけましょう。
- ▶ 放し飼いは絶対にやめましょう。



猫を飼う

- ▶ 交通事故や感染症等から守るため、猫は室内で飼いましょう。

「街ねこ活動」とは

野良猫にエサを与えるのであれば、周辺地域の理解を得たうえで、不妊・去勢手術の実施やエサの片づけ、ふん・尿の後始末をする等、周りに迷惑をかけないよう責任をもって適切な世話をしましょう。  
大阪市では、地域の合意と協力のもと、地域猫(その地域に住む猫)の不妊去勢手術を行い、一代限りの猫として地域の皆さんが主体となって適正に管理していく「街ねこ活動」のお手伝いをしています。

- 愛情と責任を持って、最後まで飼いましょう。(犬・猫を捨てることは犯罪です)
- 所有者がわかるように名札などを付けましょう。
- 生まれてくる動物を育てる見込みがなければ不妊・去勢手術を実施しましょう。

問合せ 保健福祉課(生活環境)1階(15)番 ☎06-4399-9973 FAX 06-6629-1265

区長の部屋

東住吉区長 塩屋 幸男



新年が明けてから、オミクロン株による急激な感染の拡大が続いており、仕事や家庭生活をはじめ社会全体が深刻な影響を受けています。厳しい状況のもとで、医療・福祉をはじめ社会の安心・安全や経済活動、教育、地域福祉等、さまざまな社会活動の維持・確保のためにご苦労いただいている多くの方々に深く敬意と感謝を申し上げます。引き続き、一人一人が手洗い、マスク、3密回避や会食時の4ルールを徹底することで感染拡大を抑制してまいります。ワクチンの3回目接種も個別医療機関や市内の集団接種会場において全力で進めております。

きたるべき令和4年度は、新型コロナウイルス感染の抑制を行いながら、社会活動、地域活動をいかに展開していくか、更なる知恵を絞り工夫をしていく事業年度になりそうです。制約されることも多く、辛抱しなければならぬこともあると思いますが、この厳しい状況の中でこそ、真にあなたかな地域での支えあいや、逞しい創造力が培われていくのかもしれない。飛躍のために底力を養い、着実な充実、発展をめざしていきたく存じます。

平素からのご支援、ご協力に厚くお礼を申しあげて、令和3年度末にあたってのご挨拶といたします。

